

令和6年10月1日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

## 建設・企業常任委員会報告資料

企 業 庁

# 目 次

ページ

(報告事項)

I	「県営水道出先組織再編計画」(素案)について-----	1
II	寒川浄水場排水処理施設の次期事業の手法について-----	4
III	相模ダムリニューアル工事(第1期)下流施設工事の契約締結について-----	7
IV	谷ヶ原太陽光発電所の電気ケーブル盗難を踏まえた太陽光発電所の防犯対策の強化等について-----	8
V	委託事業者による個人情報の流出の可能性事案に係る対応について-----	10
VI	令和5年度における水道料金の免除の状況について-----	12

## I 「県営水道出先組織再編計画」(素案)について

県営水道が直面している課題に対し、限られた人材を有効活用するための業務の効率化や人材育成のため、組織の見直しが必要であり、その具体的な内容を示す「県営水道出先組織再編計画」(以下「再編計画」という。)を策定するものである。再編計画の策定にあたり素案を作成したので報告する。

### 1 再編計画の概要

#### (1) 概要

老朽化する水道管等の大量更新や耐震化の推進、頻発化・激甚化する自然災害など、厳しい事業環境下にあっても、県営水道の使命として、生活に直結するライフラインである「水」を将来に向けて安定的に供給するため、将来を見据えた水道サービスの維持・向上や、戦略的な管路整備等を効果的・効率的に推進するための組織づくりに取り組み、令和12年度を再編完了の目標年次とする。

#### (2) 現在の県営水道の出先組織等

区分	業務概要
水道営業所	水道料金の徴収、水道管の維持・更新等
浄水場	水道原水の取水・浄水
水道水質センター	水道水の水質検査
管路整備センター(本庁の駐在事務所)	大口径水道管の設計・施工

#### (3) 組織再編の背景

- ・ 老朽化水道管の大量更新・耐震化の推進
- ・ 災害・事故発生時の対応力強化
- ・ 大規模施設のリニューアル
- ・ ベテラン技術職員の一斉退職

#### (4) 再編に向けた視点

##### ア 水道営業所の統合により組織力を強化(視点①)

大量の更新工事や水道施設の耐震化を推し進める工事担当職員を増員するため、営業所の統合による業務の効率化や職員の集約により、組織力の強化を図る。

## イ 現場対応力の確保（視点②）

災害事故等において、各出先組織が迅速かつ自立的に初動対応（現場確認、情報収集など）が取れるよう現場対応力の強化を図る。

## ウ 専門センターの設置による業務の効率化（視点③）

各営業所に共通する専門業務を切り出して集約するとともに、業務に必要な職種を集中配置し効率性を高めた専門センターを設置する。

## エ 円滑な技術継承と人材の育成（視点④）

円滑な技術継承による職員のスキル向上や、高度な専門技術の習得を可能とする事業環境の整備を進め、人材育成を効果的・継続的に行う。

## (5) 具体的な見直し

### ア 水道営業所の統合（職員・業務の集約）

現在の10水道営業所を6水道営業所へ統合することで、更新需要増に対応する職員の創出や、災害・事故発生時における初動体制を強化する。

### イ 専門センターの設置

#### (7) （仮称）給水装置工事審査センター

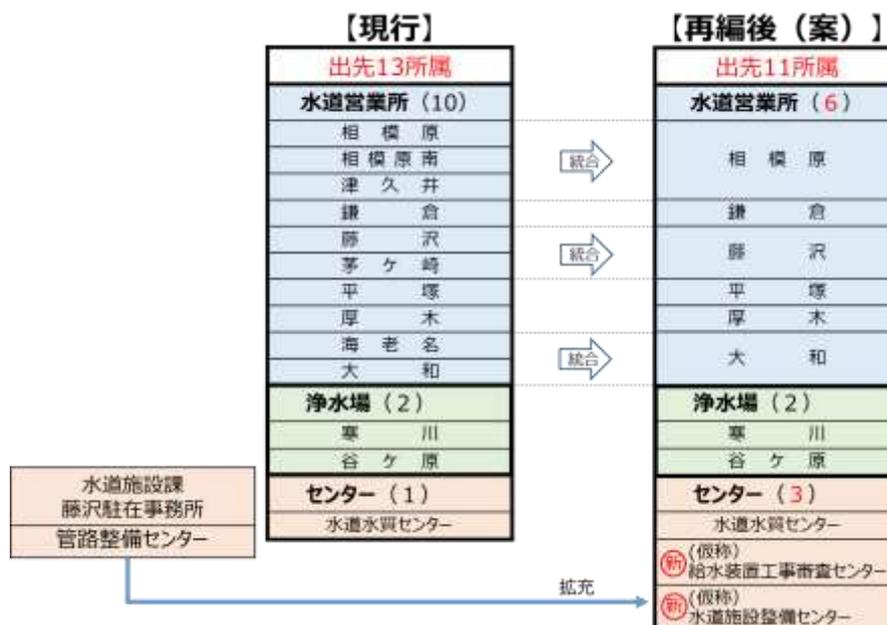
- 電子申請を導入し、給水装置工事の申請や相談等を一元化することや、専門的な業務ノウハウの蓄積や円滑な技術継承を図る。

#### (4) （仮称）水道施設整備センター

- 管路整備センターに浄水場再整備等の業務を拡充し、大規模施設リニューアルを行うための職員の集中配置・育成を図る。

## (6) 再編後の体制（案）とスケジュール

### ア 再編後の体制（案）



## イ 再編スケジュール

区分		R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
水道営業所	相模原							統合				
	相模原南											
	津久井											
	鎌倉											
	藤沢						統合					
	茅ヶ崎											
	平塚											
	厚木											
	大和						大和営業所の建替(設計、仮庁舎、建築)	(新庁舎)	統合			
	海老名											
	センター	水道水質センター										
水道施設課 管路整備センター												
(仮称) 水道施設整備センター												
(仮称) 給水装置工事審査センター												
(仮称)給水装置工事オンラインシステムの構築												

### (7) 再編に必要な施設整備等

#### ア 統合後の水道営業所

大和水道営業所以外は、既存庁舎を継続活用する。

#### イ 大和水道営業所の建替

現庁舎は老朽化していること、また、海老名水道営業所との統合により人員が増えることから、庁舎を建替える。

#### ウ (仮称) 給水装置工事審査センターの設置

センター化に必要な「(仮称) 給水装置工事オンラインシステム」を構築し、統合により使用しなくなる庁舎を活用する。

#### エ (仮称) 水道施設整備センターの設置

現在の管路整備センターが入庁している庁舎を継続活用する。

## 2 今後のスケジュール

令和6年10月 パブリックコメントの実施

12月 第3回県議会定例会に再編計画(案)を報告

令和7年2月 第1回県議会定例会に再編計画(最終案)を報告

3月 再編計画を策定

## Ⅱ 寒川浄水場排水処理施設の次期事業の手法について

### 1 概要

寒川浄水場の排水処理施設は、老朽化した既存施設の更新と浄水発生土の更なる利活用を図ることを目的に、平成15年12月から、「寒川PFI事業」(以下、「寒川PFI事業」という。)を開始し、施設の更新を行った後、平成18年4月から令和8年3月までの20年間で、施設の運転管理を行っている。

令和5年度に、内閣府の「PFI事業における事後評価等マニュアル」(以下、「マニュアル」という。)に基づき、これまでの寒川PFI事業の評価を実施し、これを踏まえて次期事業の手法について検討を行った。

### 2 寒川PFI事業の概要

#### (1) 事業内容

排水処理施設(脱水施設)の設計・建設、排水処理施設の維持管理・運営、浄水発生土の再生利用

#### (2) 事業期間

平成15年12月19日～令和8年3月31日

設計・建設期間 : 平成15年12月19日～平成18年3月31日

維持管理・運営期間 : 平成18年4月1日～令和8年3月31日

#### (3) 費用

約150億円

#### (4) 受託者

特別目的会社 : 寒川ウォーターサービス(株)

構成企業 : 月島JFEアクアソリューション(株)

メタウォーター(株)、電源開発(株)、日立造船(株)

月島テクノメンテサービス(株)



図 排水処理施設の概要

### 3 事業の評価

マニュアルに基づき、事業評価とともに次期事業の手法について検討を行った。また、評価にあたっては、外部有識者3名から意見を聴取した。

#### (1) 事業評価の結果

「事業目的が達成され、PFI導入による効果があった」と評価された。

表 主な評価項目と評価結果

評価項目	判定	評価結果
施設の運営状況	◎	業務要求水準を満足
浄水発生土の再生利用	◎	脱水性能の高い施設の導入により、園芸用土やグラウンド用土など利用用途を拡大
財政負担の軽減	◎	従来方式より財政負担を軽減 (約47億円)

## (2) 次期事業の手法

「引き続き官民連携による運営手法を前提に企業庁内で検討すること」との意見が出された。

## 4 次期事業の手法

令和8年度以降、大規模な施設整備は不要となり維持運転管理が中心になることや、令和12年度末には寒川第2浄水場の廃止により処理量が減少することなど、今後の事業環境の変化を踏まえ、契約期間、契約方法等を次のとおりとする。

### (1) 契約期間

5年間（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）

### (2) 契約方法

包括的民間委託（排水処理施設の維持管理・運営、浄水発生土の再生利用等）

## 5 今後のスケジュール

令和6年11月 民間企業向けのサウンディングを実施

令和7年5月 募集要項等の公表（募集の開始）

10月 事業者選定審査会（提案書の評価）、選定事業者の決定

12月 基本契約の締結、業務引継の開始（令和8年3月まで）

令和8年4月 実施契約の締結（包括委託の開始）

### Ⅲ 相模ダムリニューアル工事（第1期）下流施設工事の契約締結について

相模ダムリニューアル事業について、総合評価落札方式(標準型)にて相模ダムリニューアル工事(第1期)下流施設工事の契約を締結したので報告する。

#### 1 工事名称

相模ダムリニューアル工事（第1期）下流施設工事

#### 2 工事場所

相模原市緑区与瀬、若柳地内

#### 3 工事内容

長年にわたる放流水の影響により洗堀及び浸食が進行している下流河道の保護を行うため、ダム下流に新たな施設を構築する。

#### 4 工期

令和6年9月27日から令和10年9月29日まで

#### 5 請負契約金額

6,103,900,000円

#### 6 請負契約者名

大林・東亜・西武特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社大林組横浜支店

執行役員支店長 今川 卓志

所在地 横浜市神奈川区鶴屋町2丁目23番地2 TSプラザビルディング7階

## IV 谷ヶ原太陽光発電所の電気ケーブル盗難を踏まえた太陽光発電所の防犯対策の強化等について

令和6年6月9日に発生した、谷ヶ原太陽光発電所の電気ケーブルの盗難について、令和6年第2回神奈川県議会定例会 建設・企業常任委員会に報告したところであるが、今回、その後の防犯対策等について報告する。

### 1 谷ヶ原太陽光発電所の防犯対策等について

#### (1) 防犯対策について

令和4年10月の電気ケーブル盗難後、人感センサー付きカメラを設置すると共に機械警備の導入を計画した。

その後、機械警備の導入準備中であった令和6年6月の盗難被害を踏まえ、応急対策として7月に人感センサー付きカメラを増設し、8月には機械警備について警備会社と契約を締結した。

#### (2) 電気ケーブル復旧について

令和6年9月に復旧工事を工事会社と契約を締結し（工期：契約～令和7年3月14日まで）、令和6年度中の全面運転再開を予定している。

（参考）谷ヶ原太陽光発電所の概要

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| ・ 所在地      | ：相模原市緑区谷ヶ原                |
| ・ 最大出力     | ：1,000[kW]                |
| ・ 太陽電池設置枚数 | ：4,680 枚                  |
| ・ 年間発電電力量  | ：105 万[kWh]（一般家庭約 320 軒分） |
| ・ 運転開始     | ：平成 26 年 12 月 26 日        |

### 2 その他の太陽光発電設備の防犯対策の強化について

#### (1) 愛川太陽光発電所

設備設置当初から機械警備を実施しているが、本事案を受け改めて防犯体制を再点検すると共に、多言語の警告看板を設置した。

(参考) 愛川太陽光発電所の概要

- ・ 所在地 : 愛甲郡愛川町半原
- ・ 最大出力 : 1,896[kW]
- ・ 太陽電池設置枚数 : 7,902 枚
- ・ 年間発電電力量 : 200 万[kWh] (一般家庭約 600 軒分)
- ・ 運転開始 : 平成 25 年 5 月 15 日

(2) 城山ソーラーガーデン

当該発電設備は、相模川発電管理事務所に隣接していることから、企業庁職員による確認を実施しているが、本事案を受け夜間の防犯対策として、センサーライト等を設置すると共に多言語の警告看板を設置した。

(参考) 城山ソーラーガーデンの概要

- ・ 所在地 : 相模原市緑区谷ヶ原
- ・ 最大出力 : 50[kW]
- ・ 太陽電池設置枚数 : 248 枚
- ・ 年間発電電力量 : 5 万[kWh] (一般家庭約 15 軒分)
- ・ 運転開始 : 平成 11 年 3 月

## V 委託事業者による個人情報の流出の可能性事案に係る対応について

### 1 事案の概要

県営水道の配水管やお客様の引込管等の情報を一元管理するシステムである「管路情報システム」の運用業務を委託している、東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社（以下「TGES」という。）のネットワークが外部から不正アクセスを受け、ネットワーク内の約416万件を超える情報が一時的に外部から閲覧可能な状態となり、個人情報が流出した可能性が生じたが、その中に県営水道のお客様に関する情報約37,000件が含まれていることが、令和6年7月16日、TGESからの報告により判明した。

### 2 流出した可能性のある個人情報

管路情報システムのデータ更新作業に用いた約37,000件のお客様に関する情報

- ・ 水道使用者名
- ・ 使用場所（住所）
- ・ 水栓番号
- ・ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの水道使用量

なお、TGESは、不正アクセス検知後、速やかにネットワークをインターネットから遮断する措置を講じた。また、同社が情報セキュリティの専門機関と連携し調査を進める中では、現時点において、情報が流出した痕跡及び不正利用された事実は確認されていない。

### 3 お客様への周知等の対応

- ・ 7月17日 記者発表（TGES、県企業庁）
- ・ 7月26日 県営水道のお客様に向けて、事案の概要及び謝罪を県企業庁ホームページに掲載
- ・ 8月14日～28日 情報流出の可能性が生じたお客様に対する個別通知（お知らせと謝罪）を郵送

### 4 再発防止等

#### (1) 発生原因

TGESによると、前出の専門機関の分析では、不正アクセスは、「インターネット接続口の機器への攻撃」か「IDやパスワードを総当りのに送り付ける攻撃」のどちらか又はその組合せにより、ネットワークに

侵入されたものと考えられる、とのことである。

外部から閲覧可能となったサーバ内にデータが保管されていたため、情報流出の可能性が生じてしまった。

(2) 再発防止

TGESにおけるネットワーク環境の強化及び見直しとともに、あらためて個人情報を含む重要情報の適切な取扱いの徹底を求め、再発防止に万全を期していく。

## VI 令和5年度における水道料金の免除の状況について

神奈川県県営上水道条例第46条第1項及び第2項の規定に基づき、公営企業管理者は水道料金を納入することができる見込みがないと認める場合は、500万円以下のものに限り当該水道料金を免除することができる。

また、同条第2項の規定に基づき、毎年度の免除した件数及び金額を議会に報告することとされている。

### 1 水道料金の免除対象

債務者の所在不明その他の理由により納入見込みのない水道料金で、神奈川県県営上水道条例施行規程（以下「規程」という。）第25条の2第4項の各号の規定に該当するもの。

### 2 件数及び金額

13,048件、32,385,675円

### 3 免除の内訳

#### (1) 理由別内訳

理由	件数	金額（円）
所在不明 （規程第25条の2第4項第2号）	12,951	31,798,798
破産 （規程第25条の2第4項第3号）	97	586,877

#### (2) 用途別内訳

用途	件数	金額（円）
家事用	12,515	28,207,315
業務用	533	4,178,360

#### (3) 免除金額別内訳

免除金額	件数	金額（円）
100,000円超 500,000円以下	6	803,841
10,000円超 100,000円以下	314	6,876,616
10,000円以下	12,728	24,705,218